

羽生交通安全だより

令和6年11月号
羽生警察署
交通課

きらめき3H(トリプルエイチ)運動を推進しましょう

1 早めのライト点灯

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。そして、夕暮れ時の視認性を確保して、歩行者等をいち早く発見するとともに、車両の存在を周囲に早めに知らせて、交通事故を防止しましょう。



2 反射材の着用

夕暮れ時や夜間の外出時には、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するようにし、自分を目立たせましょう。反射材を着用している歩行者は着用していない歩行者よりも、2倍以上手前で発見できると言われています。反射材着用で自分の命を守りましょう。



3 歩行者保護

横断歩道は、歩行者が優先です。車は横断歩道を渡ろうとしている歩行者の通行を妨げないように、一時停止をしなければいけません。歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行しましょう。



【自転車のスマホ・酒気帯び】

罰則強化

令和6年11月1日道路交通法改正

運転中のながらスマホ

違反者は、
6月以下の懲役又は10蔓延以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
種類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



強風時のドア開放に注意！

強風時に市内の大型店舗施設等の駐車場で車のドアを開けた際に、風に煽られ隣の車にドアを衝突させる物件事故が多発しています。ドアを開ける際は、確実にドアポケット等を掴んでゆっくりと開けるようにしましょう。



羽生署管内交通事故発生状況

R6. 1/1~10/31

	人身事故			物件事故
	件数	死者数	傷者数	
本年	103	0	134	1,100
前年比	-20	0	-26	+24
増減率	-16.3%		-16.3%	+2.2%

※ 暫定数値

「KEEP38プロジェクト」推進中!!

道交法38条「歩行者優先義務」を守り模範運転を心掛けよう

